青少年健全育成推進功績功労者の

顕彰候補者をご推薦ください

箕面市では、青少年一人ひとりが、豊かな夢とロマンを持ち、たくましく育つことを願って、特に顕著な活動等をされたかたや団体に対する顕彰を行っています。

青少年の健全育成活動と青少年の自主的活動を中心に、長期にわたり青少年に良い影響や感動を与えたかたや団体、模範となるような顕著な活動をされているかたや団体をご推薦ください。

**顕彰制度について**

１．実施主体 箕面市・箕面市教育委員会

２．顕彰の種別　　顕彰制度には、「もみじ顕彰」と「ささゆり褒賞」の２種類があります。

　　　　　　　　　※どちらに該当するかは、審査を経て決定します。

３．対象者　　　 次の①・②のいずれかにあてはまり、下記の基準に該当するかたや団体が顕彰の対象です。

①箕面市内に在住、または市内の学校に在学する児童生徒や個人

②箕面市内で青少年活動及び青少年健全育成活動を行う個人や団体

　　　　　　　　　　　（ただし、青少年活動を行う青少年の対象年齢は２５歳以下です。）

　〈基準〉

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 青少年活動 | もみじ顕彰 | ア．国際規模の大会（注１）に出場したかたや団体 |
| イ．全国規模の大会（注２）において、優勝又は優勝に準ずる成績を修め、青少年に良い影響を与えたかたや団体 |
| ささゆり褒賞 | ウ．国際規模の奉仕活動に参加したかたや団体  　　（具体例）青年海外協力隊参加等 |
| エ．全国規模の大会に出場し、他の模範となるかたや団体  （具体例）全国規模の大会（注２）に出場したかたや団体  　　　　　　　国際規模の大会（注１）に規模的には該当しないが、一定規模以上の国際的な大会等に出場したかたや団体 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 青少年活動 | ささゆり褒賞 | オ．積極的に青少年指導活動を行い、他の模範となるかたや団体  （具体例）リーダークラブ会員　　　　　　継続３年以上  スカウトリーダー　　　　　　　継続４年以上  青少年赤十字リーダー　　　　　継続５年以上  青少年ボランティアリーダー　　継続５年以上  スカウトリーダー　　　　　　　継続４年以上  キャンプカウンセラー　　　　　継続３年以上 |
| カ．他の模範となるような行いをされたかたや団体（善行表彰）  （具体例）人命救助等 |
| （注１）　オリンピック・パラリンピック・デフリンピックのほか、競技人口・大会参加者・出場資格等がオリンピックに準ずる規模のスポーツ大会及び文化活動等の国際的な大会。  （注２）　国民体育大会、全日本大学選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校総合文化祭、全国中学校総合体育大会等に準ずる規模のスポーツ及び文化活動の全国的な大会。  ※対象年齢は、オリンピック等への出場等を除き、２５歳以下。 | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 青少年健全育成活動 | もみじ顕彰 | ア．永年にわたり継続して、青少年のためになる活動において貢献したかたや団体  （具体例）青少年を守る会・こども会・更生保護女性会・日本赤十字団等の団体のほか、個人的な活動であっても青少年育成に寄与すると認められる活動を原則**３０年**以上されているかたや団体。  （継続年数に加え、団体の長や役員等、特に顕著な功績、貢献度を考慮します。） |
| イ．青少年に特に顕著な良い影響、感動を与えたと認められるかたや団体 |
| ささゆり褒賞 | ア．長期にわたり継続して積極的に青少年のために顕著な育成・指導活動をされているかたや団体  （具体例）青少年を守る会・こども会・更生保護女性会・日本赤十字団等の団体のほか、個人的な活動であっても青少年健全育成に寄与すると認められる活動を原則**１０年**以上されているかたや団体。  （継続年数に加え、団体の長や役員等、特に顕著な功績、貢献度を考慮します。） |

＊事前に確認していただきたいこと

（１）個人表彰に関し、同一活動におけるもみじ顕彰・ささゆり褒賞の授与は、いずれも１回限りです。

（２）推薦書に記入する際、継続年数についての基準日は、令和６年（2024年）

１１月１日です。ただし、青少年活動の基準（オ）については、令和７年（2025年）３月３１日を基準日とします。

（３）国、府、市等から委嘱されている現職者（民生委員児童委員、箕面市青少年補導員、箕面市青少年指導員等）は表彰対象外ですので、基準日時点で委嘱されている現職者ではないことを推薦時にご確認ください。

（４）対象事項発生時点でプロフェッショナルのかたは対象外とします。

（５）複数の団体に所属して活動されたかたで、活動期間が重なる場合は、それぞれの活動期間の合計ではなく、同一年度（４月～３月）は１年となります。

　　　そのため、複数の団体に所属して活動されたかたの青少年健全育成活動継続年数の具体的な例は次のようになります。

※（５）の具体的な例

正しい例

**継続年数**

①

②

③

④

⑥

⑦

⑤

⑧

⑩

⑨

・こども会：　　２年

・青少年指導員：６年

・民生委員：　　５年

この場合の継続年数は

１０年です。

こども会

青少年指導員

民生委員

間違った例

**継続年数**

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

①

こども会

・こども会：　　３年

・青少年指導員：４年

・民生委員：　　６年

**×** ３年＋４年＋６年=１３年

**○** 継続年数は１３年でなく、

８年です。

青少年指導員

民生委員

**推薦書の締切について**

**１１月８日（金）※必着**までに下記へ推薦書をご提出ください。

**（郵送または来庁にて）**

**表彰対象者の決定について**

候補者が表彰されるか否かにつきましては、１２月開催予定の箕面市子ども・子育て会議青少年健全育成部会の審査を経て決定します。また、「もみじ顕彰」と「ささゆり褒賞」のどちらに該当するかもあわせて審査を経て決定します。

１月中には、推薦者へ結果を通知し、表彰決定者には表彰決定通知をお送りします。

なお、審査の結果、ご推薦いただいた候補者が表彰対象とならない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

**表彰式について**

表彰式は、令和７年２月１５日（土）に開催予定の箕面市青少年健全育成市民大会の中で執り行います。新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、大会中止や表彰式を開催しない可能性があります。その場合、表彰状等については郵送させていただく予定です。

**推薦書のご提出先及びお問合せ先**

箕面市教育委員会事務局　子ども未来創造局　青少年育成室

　〒５６２－０００３　箕面市西小路４－６－１　箕面市役所別館３階（３５番窓口）

　電話：０７２－７２４－６９６８　　FAX：０７２－７２４－６０１０

　Mail：seishonen@maple.city.minoh.lg.jp

　（推薦書様式データが必要な場合、こちらのメールアドレスまでご連絡ください。

　　１０月１日以降、市ホームページにも推薦書様式データをアップロードします。）